

5 年 保 存
群 捜 一 第 1 1 8 号
令 和 7 年 1 1 月 1 2 日
[科研]

各 警 察 署 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

適正な死体取扱業務の推進強化について（通達）

警察における適正な死体取扱業務については、「適正な死体取扱業務の推進について」（平成25年3月26日付け群搜一第59号通達、以下「旧通達」という。）に基づき実施しているところであるが、近年の死体取扱数の増加により、警察の死体取扱業務に関する社会の关心が一層高まっているところ、全国的には死体の取り違え事案等の不適正事案が断続的に発生するなど危機的な状況となっている。

このような状況に鑑み、当県においては、死体取扱業務に従事する全警察官に対し、下記事項のさらなる徹底を図り、もって適正な死体取扱業務の推進を強化することとした。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 適正な死体取扱業務の推進

(1) 検視官制度の的確な運用

ア 検視官に対する報告

死体の取扱いに当たっては、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号。以下「法」という。）第4条第1項の規定による報告又は変死に関する法令に基づく届出を受けた時点で、全ての死体について検視官に速報するとともに、適宜追加の報告を行い、その指示を受けること。

イ 検視官等の死体取扱現場への積極的臨場

警察署から報告を受けた検視官は、積極的に現場臨場し、必要な指導・助言を行うこと。

検視官の体制等に鑑み、明らかに犯罪性が認められる死体以外の死体について現場臨場が困難な場合もあるが、こうした場合においても、警察署長等が行う犯罪性の見極めの判断に資するよう、焼死、溺死、自殺又は中毒死等の外因死の疑いがある死体、死因不詳の死体、病死の疑いのある死体のうち独居者、若年者、既往症がない者、屋外で発見された者の死体等については全件臨場するよう努めること。

また、前記のような死体の場合には、死体を取り扱う警察署の刑事（第一）課長等は、特に積極的な現場臨場を行い、現場の状況及び死体の状況等を把握

するとともに、犯罪性の有無について疑義が生じる場合は、検視官に対する報告を迅速に行うこと。

ウ 映像伝送装置の活用

検視官は、自らが死体取扱現場に臨場することができない場合には、映像伝送装置（高度警察情報通信基盤システム端末（PⅢ端末））を活用し、死体及びその周辺の状況を映像及び口頭により確実に把握し、的確な検視・死体調査の遂行のために必要な指導・助言を行うこと。

また、検視官は、臨場する場合であっても、上記アにより報告を受ける場合等に映像伝送装置を積極的に活用し、死体及びその周囲の状況を映像及び口頭により把握するとともに、当該状況を踏まえつつ、的確な検視・死体調査の遂行のために必要な指導・助言を早期に行うよう努めること。

通信環境により映像の送受信が困難な場合においては、場所を移動して映像の送受信を行うこと。

なお、検視官による映像の確認及び指導・助言は、立会医師による死体検案前までに実施すること。

（2）基本検査等の徹底

ア 死体及び現場観察の徹底

死体及び現場観察に際しては、一見自殺や事故死と見られる場合であっても、偽装工作が行われている可能性があることを念頭に置き、死体の状況と死体所見の整合性、死者の生前の動向、死亡に至る背景・手段・方法、発見場所の施錠の状況等について、必要な検査・調査を徹底すること。

イ 関係者供述の裏付け検査等の徹底

全国では、過去に配偶者や知人等の関係者が被疑者であった事案について、当該関係者の供述を鵜呑みにして犯罪死を見逃した事案があることから、自殺の動機や目撃状況等に係る関係者の供述については、必ず裏付け検査・調査を徹底すること。

特に、裏付けとなる客観証拠等が存在しない場合にあっては、一見して関係者の供述が一致し、現場の状況と符合する場合であっても、安易に鵜呑みにすることなく、別の中立的な関係者から事情聴取を行うなど、供述の信用性を吟味すること。

また、複数の関係者から事情聴取を行う場合には、別々の場所やタイミングで聴取するなどして、一方の供述が他方の供述に影響を与えることのないよう配意すること。

ウ 自殺供用物とされる物に対する検査等の徹底

自殺を装った殺人事件等において、自殺に使用されたとされる練炭、ロープ、薬物等が重要な犯行道具となっていることが多いことから、これらの物の入手経路等に対する検査・調査を徹底すること。

エ 生命保険加入状況、在籍照会及び既往症照会の徹底

生命保険加入状況の照会を実施することにより、保険金目的の殺人事件等による犯罪死見逃しを防止できる可能性があることから、この種照会を積極的に

実施すること。

また、保険金受取のために偽装結婚や養子縁組が行われることも多いことから、家族構成や婚姻関係等に不審点が認められた場合には、在籍照会を確実に実施すること。

さらに、独居者や若年者で既往症が不明な場合には、安易に病死と判断することなく、確実に既往症の照会を行うこと。

オ 周辺捜査等の徹底

上記のほか、付近への聞き込み、防犯カメラ映像の確認、携帯電話等の使用履歴の精査、遺言書作成状況や戸籍、銀行口座等の状況の確認を行うこと。

また、これまで犯罪性の見極めが困難であった事案を参考としつつ、家族・親族の死因や死亡時期に不審点がないか、入所施設等において不審死が連續していないかなどについて、死者及び関係者の周辺捜査・調査を徹底するとともに、場合によっては、事故等の再現見分を適切な方法で実施することにより、犯罪性の有無を総合的に判断すること。

(3) 薬毒物検査の積極的な実施

ア 簡易薬毒物検査キットを用いた予試験の徹底

死体の血液、尿等の資料から、死体取扱現場において、早期に科学的判断を得ることができる簡易薬毒物検査キット（以下「簡易検査キット」という。）については、犯罪死の見逃し防止に有用であることから、現場や死体の状況に応じて簡易検査キットを用いた予試験の徹底に努めること。

イ 複数の簡易検査キットの活用

簡易検査キットによる検査については、分析機器を用いた定性検査とは異なり、検出できる薬毒物には限界があることから、死体や現場の状況等によっては、複数の簡易検査キットを組み合わせて活用するなど、適切な検査の実施に努めること。

(4) 実施すべき簡易毒物検査の種別

ア 青酸化合物の検査

以下のとおり、死体区分及び状況に応じた簡易毒物検査を実施すること。

(ア) 検知管を用いた簡易毒物検査

a 検視を行った死体

b 死体調査を行った死体であって、有害物質の摂取の有無を明らかにする必要性が高いと認められるもの（簡易薬物検査を行った死体等）

(イ) 試験紙を用いた簡易毒物検査

死体調査を行った死体であって、(ア)に掲げる死体以外の死体

イ アルコール及び一酸化炭素の検査

アルコール又は一酸化炭素の影響があると認められる死体については、検知管を用いた簡易毒物検査を実施する。

(5) 科学捜査研究所との連携による薬毒物定性検査の実施

以下に該当し、犯罪の有無を判断する上で必要と認められるときは、科学捜査研究所との連携の上、分析機器を用いた定性検査を確実に実施すること。

- ア 簡易検査キットによる予試験の結果が陽性である場合
- イ 簡易検査キットによる予試験を実施する必要があるものの、資料を採取することができず、予試験を実施できない場合
- ウ 簡易検査キットでは反応を示さない薬毒物を摂取していると考えられる場合

(6) 死亡時画像診断の積極的な実施

- ア 死亡時画像診断の活用

死体内部の状況を可視的に把握できる死亡時画像診断を活用することは、正確な死因の究明及び犯罪死の見逃し防止に有用であることから、積極的な実施に努めること。

- イ 死亡時画像診断実施施設との協力関係の強化・構築

必要な死亡時画像診断を確実に実施できるよう、県医師会又は大学法医学講座等とも連携し、撮影に協力する施設・病院の拡充に努めること。

(7) 必要な解剖の確実な実施

死体の状況、現場の状況、関係者の供述、検査の結果、立会医師の意見等を慎重に検討し、犯罪性が疑われる場合には、司法解剖を実施すること。また、司法解剖に至らない場合であっても、その死因が災害、事故、犯罪その他市民生活に危害を及ぼす事象に起因するものであるかどうかを適切に検討するため、必要に応じて、法第6条第1項に基づく解剖を積極的に実施すること。

(8) 関係機関との連携強化

死因又は身元の特定等を的確に実施するためには、医師、歯科医師等部外関係者の協力が不可欠であることから、定期的な会合の開催、合同研修会の実施等により、関係者及び関係機関との連携を構築し、強固な協力関係を構築すること。

(9) 部門間の連携

刑事警察以外の部門で取り扱った死体で病死と判断されたもの等、犯罪死が潜在している可能性が認められる事案については、関係部門と緊密に連携の上、積極的に情報を収集し、犯罪性の有無について判断すること。

(10) 変死体発見後の検察庁への早期通知

検視規則第3条により、変死体を発見した場合には、検察庁に対し必要事項を「すみやかに」通知することが規定されている。

代行検視として取り扱うべき事案であるか否かの見極めを迅速・適正に行い、当該事案については、検視官と連絡を密にして早期通知を図ること。

2 貴重品の適正な取扱い

(1) 警察署幹部の対応

警察署幹部は、やむを得ず、死体を取り扱う可能性がある現場に警察官を単独で臨場させるとときは、人命救助等を優先した活動を行わせ、死亡を確認したときは、発見場所の調査及び貴重品等の確認作業等をさせることなく、死体及びその周囲の状況を高度警察情報通信基盤システム（P III）の映像伝送等により直ちに報告させ、現場の正確な状況を把握すること。

また、死体取扱現場において、現金、有価証券、貴金属その他の貴重品（以下「貴重品」という。）が発見となつた場合は、その取扱いについて、現場責任者

に任せることなく、必ず当該貴重品の品名、数量等を正確に把握すること。

さらに、発見となった貴重品を現場で遺族等に引き渡すことができない場合には、現場の防犯設備等の状況を鑑み、残置もしくは警察署に引き上げさせるなどの適切な指示をすること。

(2) 適正な保管管理の徹底

警察署長は、引き上げた貴重品及び現場を施錠した鍵等を保管及び管理する責任者（以下「保管責任者」という。）として、刑事（第一）課長等の幹部を指定すること。

保管責任者は、引き上げた貴重品等を保管庫（施錠設備を具備した専用の金庫又はこれに代わる設備）に適切に保管し、保管庫を施錠した鍵についても厳重に管理すること。

また、引き上げた貴重品等の保管及び管理状況を簿冊に記録し、その取扱い状況を明らかにして適正な保管管理を徹底すること。

3 適切な遺族対応

遺族から死者の生前の生活状況等を聴取する場合、遺族に対して解剖の必要性や死因等についての説明を行う場合等、遺族に接するに当たっては、軽率な言動を厳に慎み、その心情に十分配意した対応をすること。

このうち、解剖の必要性や死因等の説明に当たっては、遺族の理解が得られるよう丁寧な説明を心掛けるとともに、犯罪捜査の手続きが行われる場合であっても、事後の捜査又は公判に支障を及ぼさない範囲内において、必要な説明を行うこと。

4 死体の取り違え防止の徹底

(1) 死体取扱担当者による引渡し

遺族や葬儀業者等（以下「遺族等」という。）の関係者に死体を引き渡すに当たっては、原則として、検視・死体調査の現場で当該死体を取り扱った警察官が直接立ち会い、これを引き渡すこと。

当該死体を取り扱った警察官が、他の用務等のためやむを得ず死体の引渡しに立ち合うことができない場合は、刑事課長等にその旨を報告するとともに、当該警察官は、死体の引渡しに立ち合う警察官に対し、誤りのないよう引継ぎを徹底すること。

(2) 死体取り違え防止のためのチェックリストの活用

死体を搬送することとした場合には、リストバンドを死体に確実に施すとともに、死亡者氏名等が記載された死体識別票を遺体収納袋等に貼付等し、又は死亡者氏名等を直接記載すること。

また、死体を遺族等に引き渡す場合には、チェックリストを活用し、記載どおりに引渡しを行うこと。

(3) 指導の徹底

各警察署刑事（第一）課長等幹部は、死体取扱業務に従事する警察官を対象として、死体取り違え防止のための具体的な指導を徹底するとともに、捜査第一課検視官室は、各警察署において、死体取り違え防止の指導の徹底がなされているかについて、定期的に確認すること。

5 適正な死体取扱業務に対する知識・技能の向上

検視・死体調査に携わる警察官は、自己研鑽に努め、検視業務に必要な知識、技能を習得し、実務能力の向上に努めること。

検視官及び検視部門担当者は、検視・死体調査に第一次的に携わる警察署の捜査員に対し、関係法令・実務や装備資機材の活用方法等に関するマニュアル、検視・死体調査に際して実施すべき事項のチェックリスト等を作成・配布することなどにより、基礎知識の習得の徹底を図ること。

また、専科教養、法医学者と連携した研修会、巡回教養、解剖実習等の教養を充実させ、警察署の捜査員の検視・死体調査能力の向上を図ること。